

問い合わせ先

総務部政務課政策評価広報室

海上保安報道官 一條 正浩

03 - 3591 - 9780 (直通)



海上保安庁  
平成23年4月28日

## 東日本東岸沖合い海域における漂流船舶等の 集中的な搜索及び曳航・回収作業の実施について

海上保安庁では、発災直後から行方不明者の有無の確認を最優先に、巡視船艇・航空機による漂流船舶の搜索を行い、4月27日までに406隻について船内調査等を行い、全て無人であることを確認するとともに、これらの漂流船舶のうち使用可能と思われる61隻を最寄りの港湾等まで曳航・回収してきたところです。

しかしながら、東日本大震災発生後の時間的経過により、漂流船舶及び漂流物が海潮流や風等の影響を受け、沿岸部から沖合いへと漂流・拡散しているものも少なからず認められることから、この際、搜索範囲を沖合い海域まで拡大し、下記のとおり集中的な搜索を行い、使用可能と思われる漂流船舶については曳航・回収作業を実施することとしました。

なお、結果につきましては、本搜索終了後、速やかにお知らせします。

### 記

#### 1 搜索期間

平成23年4月29日(金)から4日間を予定

天候、海上模様等により延期する場合があります。

#### 2 搜索海域

岩手、宮城、福島及び茨城県の沿岸から  
沖合い東経145度付近までの海域

総搜索面積

約15万平方キロメートル

(北海道の約2倍の面積に相当)

#### 3 投入勢力(予定)

航空機 7機

巡視船艇 25隻

